

令和3年 杵藤地区広域市町村圏組合議会 2月定例会 会議録第2号

招集年月日	令和3年2月19日					
招集の場所	杵藤地区広域市町村圏組合議場					
開閉の日時 及び宣告	開 議	令和3年3月25日	午後2時19分	議 長	坂口 久信	
	閉 会	令和3年3月25日	午後2時58分	議 長	坂口 久信	
出席議員 欠席議員 出席 ○ 欠席 ×	番 号	氏 名	出欠	番 号	氏 名	出欠
	1番	北川政次	○	10番	水川一哉	○
	2番	吉川里己	○	11番	三谷英史	○
	3番	川原千秋	○	12番	山田恭輔	○
	4番	藤田洋一郎	○	13番	西原好文	○
	5番	角田一美	○	14番	田島健一	○
	6番	福井正	○	15番	片渕栄二郎	○
	7番	村上大祐	○	16番	永淵孝幸	○
	8番	田中政司	○	17番	坂口久信	○
	9番	山下芳郎	○			
会議に出席 した者の職 及び氏名	職 名	氏 名	出欠	職 名	氏 名	出欠
	管 理 者	小松政	○	消 防 長	池田真二	○
	副 管 理 者	樋口久俊	○	消 防 次 長	江上新治	○
	事 務 局 長	白仁田和哉	○	消防次長兼警防課長	北川伸二	○
	会 計 管 理 者	山田英昭	○	消防本部総務課長	藤家隆	○
	事務局次長兼総務課長	馬場真嗣	○	消防本部予防課長	川崎学	○
	電子計算センター所長	山口晃樹	○	消防本部通信指令課長	藤井徳弘	○
	電子計算センター参事	田中隆一	○			
	環境施設課長兼 クリーンセンター所長	馬場隆	○			
	介護保険事務所長兼 総務管理課長	大串恭隆	○			
介護保険事務所業務課長	高本智子	○				
議事日程	別紙のとおり					
会議付議事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

杵藤地区広域市町村圏組合議会 2月定例会

議 事 運 営 事 項

1. 議事日程について

議事日程（第2号）	
令和3年3月25日（木曜日） 午後2時00分 開議	
日程第1	追加議案の上程（管理者の提案事項に関する説明）
日程第2	第11号議案 杵藤地区広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例
	（質疑・討論・採決）
日程第3	第8号議案 令和3年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計予算
	（質疑・討論・採決）
日程第4	第9号議案 令和3年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計予算
	（質疑・討論・採決）
日程第5	第10号議案 令和3年度杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計予算
	（質疑・討論・採決）
閉 会	

午後 2 時19分 開会

○議長（坂口久信君）

これより 2 月定例会に移ります。

ただいまの出席議員は全員であります。

ただいまより令和 3 年杵藤地区広域市町村圏組合議会 2 月定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりでございます。議事進行につきましては、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

日程第 1 追加議案の上程（管理者の提案事項に関する説明）

○議長（坂口久信君）

日程第 1. 追加議案の上程であります。

本日、議案 1 件を追加上程いたします。

管理者の提案理由の説明を求めます。

○管理者（小松 政君）

皆さんこんにちは。それでは、本日、追加提案いたしました議案につきまして御説明いたします。

追加提案いたしました案件は、条例改正 1 件でございます。

第11号議案は、介護保険等の一部改正に伴い、介護保険料に係る保険料率に関し、所要の規定の整備を図る必要があるため、条例を改正するものでございます。

詳細につきましては、議案審議の際、御説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

日程第 2 第11号議案

○議長（坂口久信君）

次に、日程第 2. 第11号議案 杵藤地区広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○介護保険事務所長（大串恭隆君）

こんにちは。それでは、私のほうから第11号議案について御説明を申し上げます。

杵藤地区広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例でございます。

議案書の1ページをお開きください。

杵藤地区広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例を次のように改正するものでございます。

内容につきましては、もう一つの議案説明資料（その2）がございますので、そちらのほうの新旧対照表で御説明を申し上げたいと思います。

説明資料の1ページをお開きください。

まず、第4条でございます。

第4条第1項の保険料率でございますけど、現行「平成30年度から令和2年度まで」というところを「令和3年度から令和5年度まで」に改正するものでございます。

保険料の金額につきましては、以前より説明申し上げておるとおり、現行の金額のとおりということでございます。

説明資料の2ページをお開きください。

同条第1項第7号のアでございますけれども、合計所得金額が「200万円」が「210万円」に、同項第8号のアの合計所得金額が「300万円」が「320万円」に改正しております。平成30年度の税制改正及び令和2年度税制改正により、介護保険法施行令が改正されました。給与所得控除、公的年金等控除が減額になり、基礎控除が増額になった分の改正になります。

同条第2項につきましては保険料基準額の3割負担、第3項につきましては5割負担、第4項につきましては7割負担のことを記載しております。いずれも現行「令和2年度」というところを「令和3年度から令和5年度」に改正するものでございます。

附則第10条でございます。令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例として、前年所得に対して課税することを記述しておりまして、3年間順次課税をするとしております。

また、議案書の2ページにお戻りいただきたいと思います。

施行期日は、令和3年4月1日から施行するとしております。

それから、経過措置といたしまして、第2条で令和2年度分までの保険料については、なお従前の例によるということで改正するものでございます。

提案理由につきましては、介護保険法施行令等の一部改正に伴い、介護保険料に係る保険料率に関し、所要の規定の整備を図る必要があるので、条例を改正したいというものでござ

います。

以上で説明を終わります。よろしく御審議お願い申し上げます。

○議長（坂口久信君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論を終わります。

採決いたします。第11号議案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

御異議ないものと認めます。よって、第11号議案は原案のとおり可決いたしました。

日程第3～5 第8号議案～第10号議案

○議長（坂口久信君）

次に、日程第3. 第8号議案 令和3年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計予算、日程第4. 第9号議案 令和3年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計予算、日程第5. 第10号議案 令和3年度杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計予算の3議案を一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○事務局長（白仁田和哉君）

それでは、第8号議案 令和3年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計予算について御説明をいたします。

令和3年度一般会計予算書の1ページを御覧ください。

令和3年度一般会計予算は、歳入歳出予算、継続費、地方債、一時借入金、歳出予算の流用から成っており、第1条から第5条までに必要事項をそれぞれ定めております。

第1条で、3年度の歳入歳出予算は、歳入歳出の総額を38億7,891万3千円と定めるもの

としております。

令和2年度当初予算と比較して5億4,267万5千円、率で16.3%の増となっております。この増額の要因は、主に一般管理費、電算センター費、社会保障・税番号制度に係るシステム改修費、葬斎公園施設整備費、消防施設費等で増額となるものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主な内容について説明いたします。

予算に関する説明書(15)ページ以降をお願いします。

まず、歳出について説明します。

(15)ページをお願いします。

2款. 総務費、1目. 一般管理費の工事請負費で、議場空調設備更新工事と停電対策のための庁舎高圧予備線引込工事を行うため、増としております。

工事費につきましては(17)ページに記載をいたしております。

次に、(19)ページから(21)ページ、2目. 電算センター費及び3目. 社会保障・税番号制度対応システム改修費は、社会保障・税番号制度関係や法改正等によりシステムの改修が必要となるため、増としております。

(25)ページをお願いします。

4款. 衛生費では、3目. 葬斎公園施設整備費で、新火葬場の建物の建設工事が始まるため、増としております。

5款の消防費ですが、1目の常備消防費の減は、来年度、退職予定者がいないことなど人件費の減が主な要因となっております。

(31)ページ、2目. 消防施設費では3億9,455万5千円の増となっております。事業2年目を迎える新嬉野消防署建設に伴う委託料、工事請負費、備品購入費、嬉野署のはしご付消防車、大町分署の救急車の車両更新のための備品購入費を計上しております。

(33)ページ、6款. 公債費では、消防施設整備事業債と葬斎公園施設整備事業債を計上しております。

7款の予備費については、前年度比で2万6千円の増としております。

次に、歳入について説明します。

(11)ページをお願いします。

構成市町からの負担金となる1款の分担金及び負担金は、5,885万1千円の増です。内訳は、総務費で978万3千円、電算センター費で2,041万6千円の増、障害者総合支援審査会費

で111万円、ごみ処理センター費で1,355万4千円の減、葬斎公園費で6,934万1千円の増、消防費で2,605万5千円の減としております。

なお、負担金ごとの市町負担金につきましては(74)ページに掲載しておりますので、御参照いただきたいと思います。

(12)ページをお願いします。

3款. 国庫支出金、1項. 国庫負担金、4款. 県支出金、1項. 県負担金には、介護保険低所得者保険料軽減負担金をそれぞれ計上しております。

(13)ページをお願いします。

6款の繰入金については、消防施設整備基金から新嬉野消防署建設事業費及びはしご付消防自動車の更新分を、ふるさと市町村圏基金から新葬斎公園整備事業費分を、財政調整基金から常備消防費の財源不足を繰入れする予定としております。

(14)ページをお願いします。

9款. 組合債は、新嬉野消防署の建設及びはしご付消防車、救急車の更新のため消防施設事業債での借入れを、新火葬場建設事業で一般単独債での借入れを予定しております。

以上が予算1ページに定める歳入歳出予算の主な内容でございます。

続きまして、予算書4ページをお願いします。

第2条に定める継続費でございます。

第2表のとおり、葬斎公園施設整備事業における経費の総額を14億9,815万3千円とし、年割額を令和3年度4億5,324万7千円、令和4年度10億4,490万6千円と定めるものです。

なお、予算に関する説明書の(42)ページに継続費に関する調書を掲載しておりますので、御参照ください。

予算書5ページをお願いします。

3条に定める地方債についてでございます。

地方債は第3表のとおり、葬斎公園施設整備事業及び新嬉野消防署建設事業、消防施設整備事業について起債の限度額を定めるものです。

最後に、予算書1ページに戻っていただきまして、第4条に定める一時借入金の限度額を1億円と定めるものでございます。

以上が一般会計の説明となります。

続きまして、第10号議案 令和3年度杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会

計予算について御説明いたします。

令和3年度予算書11ページを御覧ください。

令和3年度ふるさと市町村圏特別会計予算は歳入歳出から成っており、第1条で定める歳入歳出予算は予算の総額を491万6千円と定めるものです。

それでは、歳入歳出予算の内容について御説明いたします。

予算に関する説明書の(72)ページをお願いします。

歳入についてですが、1款. 財産収入については、ふるさと市町村圏基金残高9,020万円の定期預入れ運用による収益金として12万6千円を計上しております。預入れ利率については0.14%として見積もっております。

2款. 繰入金について、歳入の財源確保のため、ふるさと市町村圏基金佐賀県出資分から478万8千円の繰入金を計上しております。

(73)ページをお願いします。

歳出についてですが、1款のふるさと市町村圏事業費では、今年度実施した、または予定した事業を引き続き実施していくこととしております。

12節. 委託料は、人材育成事業として構成市町職員の研修費27万5千円を計上しています。

18節. 負担金補助及び交付金は、構成市町でのイベント事業、ごみ減量化、高齢者健康づくり事業について、今年度と同様に出资比例に応じて配分することとしております。

2款. 予備費についても、今年度同様の10万円を計上いたしております。

以上で説明を終わります。御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○介護保険事務所長（大串恭隆君）

それでは、第9号議案について御説明を申し上げます。

令和3年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計予算でございます。

予算書の6ページをお願いいたします。

第1条において、歳入歳出の総額を177億2,606万7千円と定めるものでございます。

第2条で、一時借入金の額を10億円とするものでございます。

第3条では、項間の流用の規定を記載しております。

予算の内容につきましては予算に関する説明書により説明したいと存じますので、歳入歳出予算事項別明細書(46)ページをお願いいたします。

事項別明細書の歳入でございます。

前年度と比較して、総額が1億1,821万9千円の増でございます。システムの更新に伴う分担金及び負担金、給付費の見込みが増となっておりますので、それに伴うものでございます。

続きまして、(47)ページをお願いいたします。

歳出の総括表でございます。

2款. 保険給付費が8,065万7千円の増というのが大きな要因でございます。

(48)ページをお願いいたします。

歳入から説明させていただきます。主なものを御説明させていただきます。

1款. 保険料でございます。1,728万円の増でございます。

2款. 分担金及び負担金でございます。これは構成市町にお願いしている負担金でございます。従来の保険給付費分、事務費分、地域支援事業費分に加え、前年度に引き続き第1号保険料低所得者軽減措置分もあり、4,496万8千円を増額するものでございます。

続きまして、(49)ページをお願いいたします。

4款の国庫支出金、(50)ページの5款の支払基金交付金、6款の県支出金でございます。いずれも事業の推進に伴う所要の割合で負担していただいているところでございます。

(51)ページをお願いいたします。

8款. 繰入金でございます。1項2目. 低所得者保険料軽減繰入金は、消費税増税に伴う保険料軽減分のうち国、県が負担する額を一般会計で受け入れ、1億3,747万1千円を特別会計に繰り入れるものでございます。

2項1目. 介護保険財政調整基金繰入金は、不足する歳入分を基金から1億5,871万8千円繰り入れまして補填するということで予算を計上させていただいております。

以上が歳入に関する主な内容でございます。

次に、歳出に関わる主な内容について御説明申し上げます。

(53)ページをお願いいたします。

1款. 総務費、1項. 総務管理費でございます。主に人件費、そして庁舎管理費、事務費等々に係る費用でございます。2,006万9千円の減ということでございます。

(55)ページをお願いいたします。

2項. 徴収費でございます。12節. 委託料、13節. 使用料及び賃借料で、MCWELシステムに関する支出が増えております。これは介護の被保険者管理システムであり、昨年12月

から電算センターのシステムの契約変更により一般管理費の負担金から移管いたしました。満年度化する分と8月制度改正分及び番号連携サーバーシステム更新により4,826万1千円の増でございます。

(56)ページをお願いいたします。

3項. 介護認定審査会費でございます。これは介護保険を認定するに当たって、審査会の運営費用と、それから認定調査に係る費用でございます。次年度は2年に1度の委嘱状の交付及び研修会の開催年になっておりますので、増額になっております。

(58)ページをお願いいたします。

2款. 保険給付費でございます。こちらにつきましては、各種給付、特に施設介護給付、そして居宅介護給付に係るものが主な費用でございます。

1項. 介護サービス等諸費、これらの費用が特別会計の中でも大きな比重を占める支出でございます。これにつきましては、令和3年度は149億8,944万4千円で、前年度に比べまして1億230万6千円の増となっております。これは令和2年度10月給付分までの実績を基に計上しておりまして、第8期の初年度の計画値にはなっておりません。

続きまして、2項. 介護予防サービス等諸費でございます。これは要支援者に係る費用でございます。前年度に比べまして2,330万9千円の減でお願いしているところでございます。

(59)ページをお願いいたします。

その他の支出といたしまして、審査支払手数料、高額介護サービス等費、高額医療合算介護サービス等費、特定入所者介護サービス等費で、保険給付費としてお願いしているところでございます。

(60)ページをお願いいたします。

3款. 地域支援事業費でございます。こちらにつきましては介護予防・生活支援サービス等諸費が主な支出でございます。2項は一般介護予防に係るもの、3項. 包括的支援事業・任意事業費は、各市町に設置していただいております地域包括支援センターに係る委託料等が主でございます。3款全体で、前年に比べまして407万8千円の増としてお願いしているところでございます。

(62)ページをお願いいたします。

4款. 基金積立金で、財政調整基金の利子を積み立てるものでございます。

次に、6款. 諸支出金でございます。主に第1号被保険者の保険料の還付金でございます。

7款. 予備費でございます。前年度同様に400万円の予備費をお願いしているところでございます。

以上で令和3年度の予算につきまして説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（坂口久信君）

これより3議案に対する質疑を一括して行います。

質疑される場合は、最初に一般会計、特別会計名を言ってから質疑をお願いいたします。

まず、質疑通告がっておりますので、これを許可いたします。

○8番（田中政司君）

池田消防長が今度で定年ということで、敬意を表しまして質問させていただきたいと思えます。

5款. 消防費の1項. 消防費、2目. 消防施設費の備品購入費について質問をさせていただきたいというふうに思います。

先ほど全員協議会の折に、財政見通し説明資料ということで、非常に今後厳しくなるというふうな財政の説明がありました。そういう中で、今回はしご付きの消防自動車を、嬉野に今現にあるやつを買い替えるというふうなことで予算計上だと思いますけど、この管内、武雄消防署にもはしごの消防車があります。嬉野にも今度新しく、嬉野のやつを買い替えるということなんですが、この管内に果たして2台のはしご付きの消防車というのが本当に必要なのかと。当然、市民の安心・安全を守るために、はしご付きの消防自動車というのは必要なですよ。必要だけれども、2億3,000万円という、これは消防債でそれなりの交付税措置というのがあるかとは思いますが、買った以上は今後のメンテナンスが必要だし、ずっと維持費というのも当然かかってくる。そういったことを考えた場合に、果たしてこれが妥当な購入なのかどうなのかというのを若干思ったんですね。

今後、そういったことを考えれば、管内に絶対2台必要なその理由と、今後の更新計画といますか、そこら辺の計画についてどのようにお考えなのかというのを、まずお聞きしたいというふうに思います。

○消防長（池田真二君）

どうも御質問ありがとうございます。

はしご車の配置の経緯と、はしご車の設置基準について申した後に、今後の考え方を申し述べたいと思います。

嬉野消防署配置の35メートル級のはしご車は、10階以上の建物の災害等に対応するため、昭和51年に配置されました。また、現在の車両は平成12年度に更新、配置したものです。運用開始からオーバーホールを3回行い、20年が経過しております。

また、武雄消防署に配置している16メートル級のはしご車は昭和53年に配置され、現在の車両は平成14年度に更新、配置したものです。今年度、メーカーに無理をお願いして3回目のオーバーホールを行ったところです。

しかしながら、今後はしご車の更新につきましては、消防車両メーカーが安心に関して2回目のオーバーホール後の5年までしか保証できないということですので、17年での更新計画としております。このオーバーホールは新車で購入して、1回目のオーバーホールが7年目、その次の2回目のオーバーホールがその5年後の12年目、その2回目のオーバーホールをして5年使用できるということで17年としております。

はしご車の配置につきましては、総務省が示す「消防力の整備指針」により、消防署の管轄区域内に高さ15メートル以上の中高層建築物が10棟以上、または店舗、旅館、ホテル、病院など不特定多数のものが集まる高さ15メートル以上の中高層建築物が5棟以上ある場合には、はしご車1台以上を配置するという規定がございます。

この中にただし書がありまして、ただし、消防署管轄区域内の中高層建築物が120棟未満で、隣接の消防署から出動より30分未満で活動開始でき、かつ、延焼防止のための消防活動に支障がない場合は、隣接する管轄署所からの出動で、はしご車を効率的に運用できるようになっております。

このことを鑑みますと、先ほど全協で説明いたしました財政見直しの中でも、将来的には1台体制とすることも視野に入れて検討していかなければならないと思っております。ただ、武雄署のはしご車を廃止して1台体制にすることとなれば、整備指針のただし書を満足させるため、嬉野署に配置しておりますはしご車を鹿島署へ配置換えということになりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁いたします。

○8番（田中政司君）

大体分かりました。要するに、新車で買った場合には17年間使えるということになりま

すね。そうすると、武雄署の消防のはしご車というのはぎりぎり……（「ぎりぎり。今年度……」と呼ぶ者あり）今年度までということ。（「いや、今年度オーバーホールを行いました」と呼ぶ者あり）それで、あと5年ということですね。分かりました。

先ほどおっしゃたように、120棟未満のところは隣接の消防署にはしご車があれば、例えば、伊万里署とか——伊万里署がどうかはあれですけど、要するに、そこら辺の隣接する管内以外のところからの応援ということですか、それとも管内のということ——じゃ、鹿島署に配置をすれば30分圏内で杵藤管内はほとんどクリアできるということになると。それと、今、武雄署と嬉野署にあるはしご付きの消防車、これを1台体制にするには、鹿島消防署に1台配置すれば、将来的にはそれはクリアできるというふうな今の答弁ということですね。

そこら辺、住民としては果たしてそれでいいのかというふうな話になっていこうかと思いますが、こういうふうな財政状況の中で、やはり今頻繁に起こっている水害とか、そういったためのレスキューですとか、ほかにももっと必要なといいますか、ちょっと語弊があるかも分かりませんが、ポンプ車であるとか、あるいは緊急時のレスキューに対応できるいろんな装備を持った車両だとか、やはりそこら辺はもう少し今後は考えていくべきじゃないかなというふうに思います。

○消防長（池田真二君）

先ほど全協で財政見通しを御説明いたしました、その中でも田中議員が今申されたことなどを検討して、見直していきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑を終わります。

これより一括して討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論を終わります。

採決いたします。採決は議案ごとに行います。

第8号議案について原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、第8号議案は原案どおり可決いたしました。

次に、第9号議案について原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

御異議ないものと認めます。よって、第9号議案は原案どおり可決いたしました。

次に、第10号議案について原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

御異議なしと認めます。よって、第10号議案は原案どおり可決いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

ここで、令和2年度最後の議会を終えるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本議会に提案されました案件につきまして、慎重な御審議を賜り、全議案の議決決定をいただきましたことに対して、議長として厚くお礼を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、各構成市町の代表としてその責務を全うされ、本組合の発展と圏域住民の福祉の増進のために御尽力を賜り、心からお礼を申し上げますとともに、今後とも御支援と御協力をお願い申し上げる次第でございます。

ここで、今期定例会をもって異動される職員がおられますので、御紹介をいたします。

その場に御起立をお願いいたします。

退職される職員は池田消防長、北川消防次長、藤井通信指令課長、異動される職員は藤家消防総務課長、馬場環境施設課長、以上5名であります。

これまでの御労苦に対して拍手をもってお送りしたいと思います。皆さんお疲れさまでした。（拍手）

御着席ください。

それでは、これもちまして2月定例会を閉会いたします。議事進行につきましての御協力、誠にありがとうございました。お疲れさまでした。

午後2時58分 閉会

上記は、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するため、ここに会議録署名議員とともに署名する。

令和 年 月 日

杵藤地区広域市町村圏組合

議会議長 坂口久信

3番議員 川原千秋

10番議員 水川一哉

13番議員 西原好文